

「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」の 審議について

1 検討開始の背景

広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）は、無線による高速インターネットアクセスに対する利用者ニーズの高まりなどを受け、平成 19 年に制度化された後、全国 2 事業者及び地域事業者によりサービスが提供されている。サービス開始以降も、伝送速度の高速化など利用者の利便性向上を目的として技術の高度化が進められており、その利用者数は 100 万を超え、なお増加しているところである。

一方、昨年 12 月から、下り 100Mbps 以上の伝送速度が実現可能な 3.9 世代移動通信システム(LTE)のサービスが開始されるなど、移動通信サービスの高速化は進展を続けており、広帯域移動無線アクセスシステムについても光回線並みの高速大容量通信を可能とするための国際標準化作業が進められている。

こうした状況を踏まえ、広帯域移動無線アクセスシステムについても更なる高度化に向けた検討が求められているが、その検討に際しては、同システムの隣接周波数帯域に及ぼす影響など、既存周波数帯域に限らない検討が必要となる。

また、総務省の周波数再編アクションプラン（平成 23 年 9 月改定版）においても、「BWA の更なる高度化及び周波数の拡大（2625～2655MHz）のための技術基準を平成 24 年中に策定する」とされている。

このため、伝送速度の高速化や効率的なエリア展開等を図ることを目的とし、隣接する周波数帯域も含めて、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に必要な技術的条件等の検討を行う。

2 審議事項

「2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」

3 審議体制

既存の携帯電話等高度化委員会（主査：服部 武 上智大学 理工学部 情報理工学科 教授）において検討を行う。

4 答申を予定する時期

平成 24 年 3 月頃

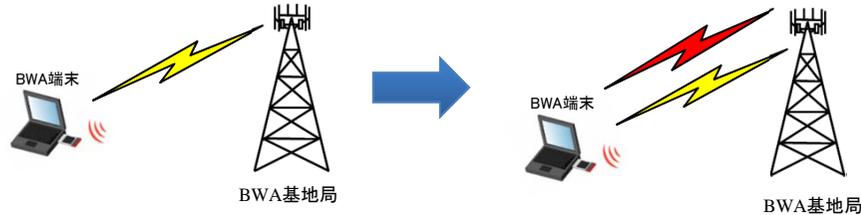
5 答申後の行政上の措置

関係省令等の改正に資する。

広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に向けた検討

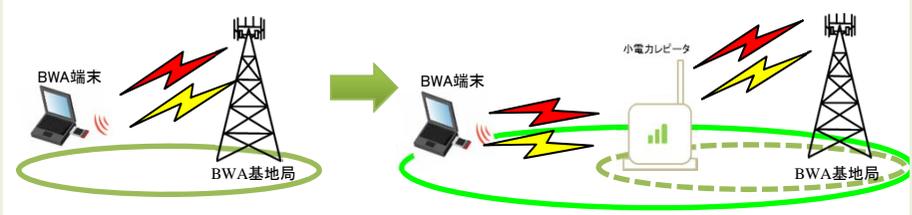
1. BWA高度化イメージ

I. 伝送速度の高度化



広帯域システムの導入により、伝送速度の高速化（数10Mbps→100Mbps超）等を実現

II. 効率的なエリア展開



広帯域システムに対応した小電力レピータを導入することにより、効率的なエリア展開を実現

2. 検討内容

隣接周波数帯の活用も含めたBWAの高度化について、必要な技術的条件を検討

